

# 令和元年度版 過疎対策の現況

( 概 要 版 )

令和3年3月

総務省  
地域力創造グループ過疎対策室

## 目 次

1. 過疎対策のあゆみ	1
2. 過疎地域の概況	1
3. 人口の動向	2
4. 財政状況	4
5. 産業・雇用	5
6. 交通・通信	6
7. 生活環境	7
8. 高齢化・福祉・医療	8
9. 教育・文化の振興	9
10. 過疎対策の現況	10

- ・ 過疎地域とは、

- ①過疎地域自立促進特別措置法（以下「自立促進法」という。）第2条第1項に規定する市町村（以下「過疎市町村」という。）の区域
- ②自立促進法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村（以下「みなしある過疎市町村」という。）の区域
- ③自立促進法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（以下「一部過疎地域」という。）をいう。

また、一部過疎地域を有する市町村を、以下「一部過疎市町村」という。

- ・ 統計資料中、過疎地域に係る数値は、前記①～③の区域に係る数値を使用している。  
また、これらの数値は、原則として各調査時点の過疎地域に係るものであり、これらの例によらない場合等は、その旨を示している。
- ・ 過疎関係市町村とは、前記①、②又は③の区域を有する市町村をいう。

## 1. 過疎対策のあゆみ

昭和 30 年代以降、日本経済の高度成長の過程で、農山漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出した結果、地方において一定の生活水準や地域社会の基礎的条件の維持が困難になるなど深刻な問題が生じた。

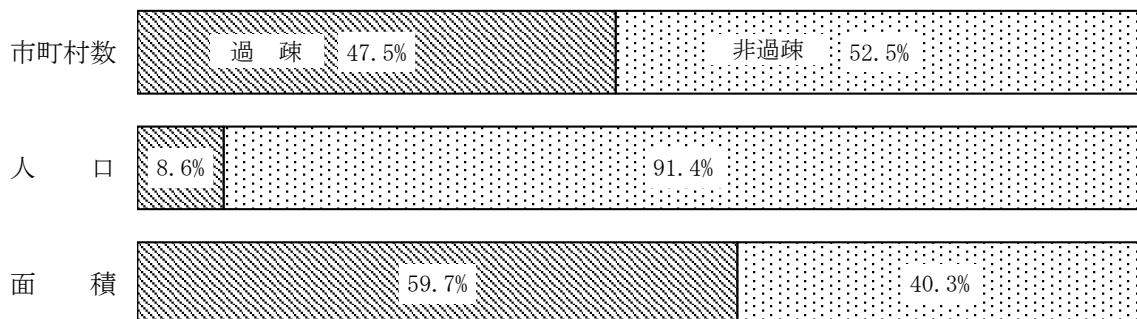
こうした人口減少に起因する地域社会の諸問題に対処するため、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法（以下「緊急措置法」という。）が制定されて以降、昭和 55 年には過疎地域振興特別措置法（以下「振興法」という。）、平成 2 年には過疎地域活性化特別措置法（以下「活性化法」という。）、平成 12 年には過疎地域自立促進特別措置法が制定され、地方公共団体において自主的な取組が行われるとともに、国においても財政、金融、税制等総合的な支援措置が講じられている。

## 2. 過疎地域の概況

### （過疎地域は国土の 6 割弱、市町村数の半数近くを占める多様な地域）

過疎地域の人口は全国の 8.6% を占めるに過ぎないが、市町村数では半数近く、面積では国土の 6 割弱を占めている。

図表 1 市町村数、人口、面積



区分	市町村	人口	面積
過疎地域	817 (47.5)	10,878,797 (8.6)	225,468 (59.7)
非過疎地域	902 (52.5)	116,215,948 (91.4)	152,503 (40.3)
全国	1,719 (100.0)	127,094,745 (100.0)	377,971 (100.0)

（単位：団体、人、km<sup>2</sup>、%）

- (備考) 1 市町村数は令和 2 年 4 月 1 日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。  
2 人口は平成 27 年国勢調査による。  
3 面積は平成 27 年国勢調査による。ただし、一部過疎地域については、平成 12 年国勢調査による。  
4 東京都特別区は 1 団体とみなす。  
5 ( ) は構成割合である。

### 3. 人口の動向

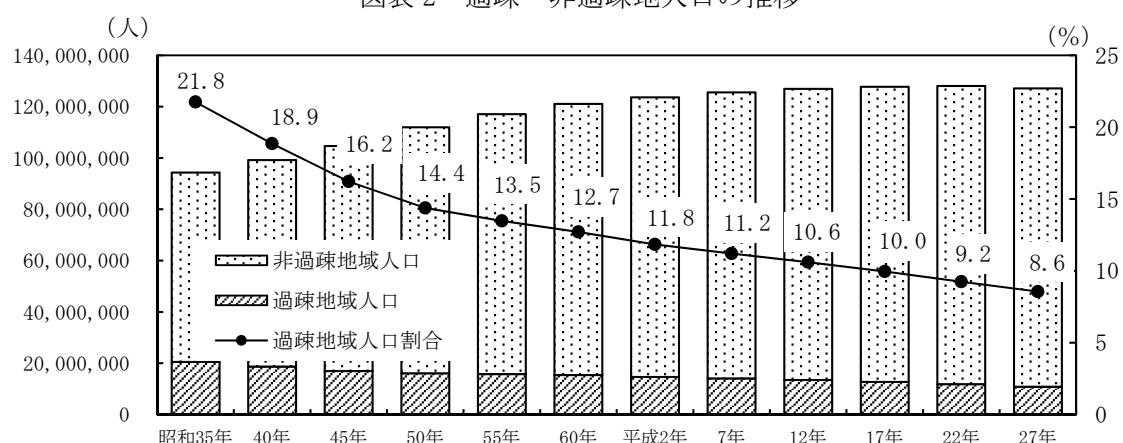
#### (1) 人口動態

##### (引き続く人口減少)

総人口に対する過疎地域の人口の割合の推移をみると、過疎問題が顕在化し始めた昭和 35 年には 21.8% であったが、その後過疎地域の人口割合は減少し、平成 27 年には 8.6% となっている。

過疎地域の人口増減の要因を社会増減及び自然増減からみると、昭和 63 年度以前は自然増を上回る社会減による人口減少、平成元年度以降は社会減と自然減の両方が人口減少の要因となっている。また、平成 21 年度以降は、自然減が社会減を上回っている。

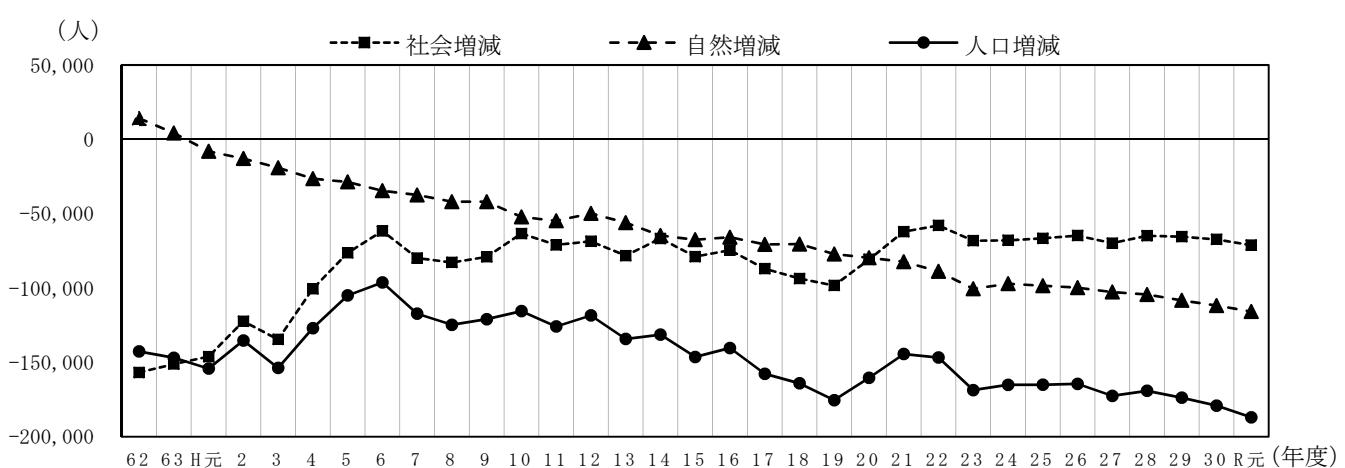
図表 2 過疎・非過疎地人口の推移



(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、令和 2 年 4 月 1 日現在

図表 3 過疎地域における人口増減（社会増減と自然増減）の推移



(備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。

2 過疎地域は、令和 2 年 4 月 1 日現在であり、データの取得ができない一部過疎地域を含まない。

## (2) 人口構成

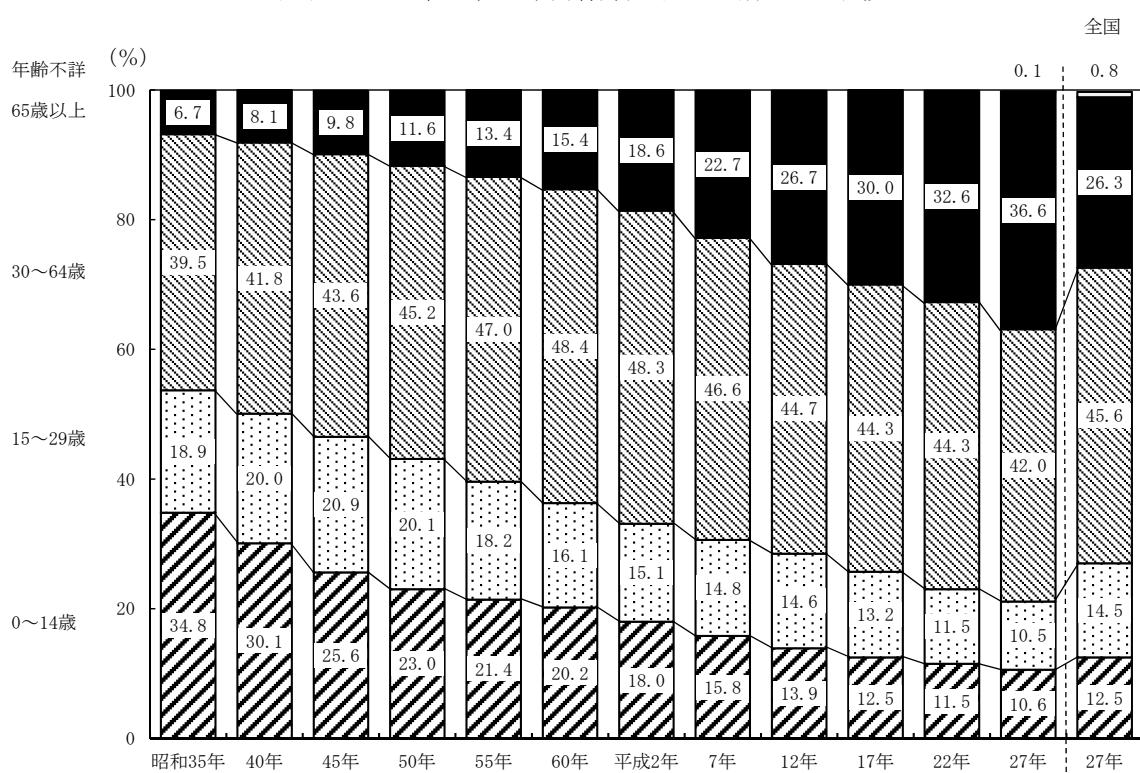
## (進行する高齢化)

昭和 35 年から平成 27 年までの年齢階層別人口の推移をみると、0 歳～14 歳の階層の構成比は 34.8% から 10.6% に大きく減少し、生産年齢人口である 15 歳～29 歳の階層も減少している。一方、65 歳以上の高齢者階層については、構成比が 6.7% から 36.6% へと大幅に上昇している。

平成 27 年の年齢階層別人口構成比を全国と比較すると、64 歳以下の全ての年齢階層において、過疎地域の構成比は全国よりも低い。一方、65 歳以上の高齢者階層の構成比は 36.6% と、全国における構成比（26.3%）を 10.3 ポイント上回っている。

図表4 過疎地域の年齢階層別人口構成比の推移

(参考)



(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、令和2年4月1日現在。

#### 4. 財政状況

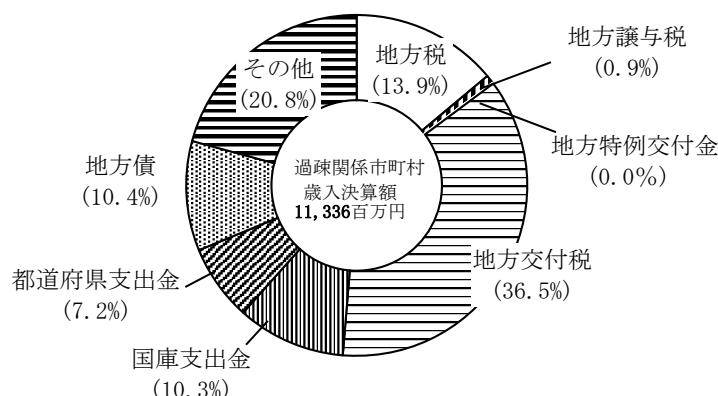
##### (自主財源に乏しく、脆弱な財政構造)

過疎関係市町村の歳入に占める地方税収割合は 13.9%で、全国の 34.0%に比べて著しく低い。

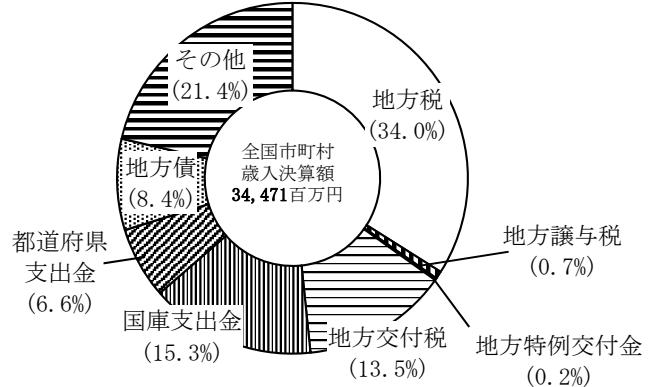
また、市町村の財政力を示す指標である財政力指数をみると、平成 30 年度における全国の平均は 0.51 であるのに対し、過疎関係市町村の平均は 0.26 となっている。

図表 5 平成 30 年度 市町村歳入決算の状況

過疎関係市町村 1 団体当たり決算



全国市町村 1 団体当たり決算



(備考) 1 総務省「平成 30 年度地方財政状況調査」による。

2 過疎関係市町村は、令和 2 年 4 月 1 日現在。

3 過疎関係市町村には、一部過疎市町村は含まない。

図表 6 財政力指数段階別過疎関係市町村数

(単位：団体、%)

		平成 29 年度	平成 30 年度
過 疎 関 係 市 町 村	0.1 未満	14 (2.1)	11 (1.6)
	0.1 以上 0.2 未満	214 (31.8)	208 (31.0)
	0.2 以上 0.3 未満	232 (34.5)	229 (34.1)
	0.3 以上 0.4 未満	151 (22.5)	160 (23.8)
	0.4 以上 0.5 未満	53 (7.9)	57 (8.5)
	0.5 以上	8 (1.2)	7 (1.0)
	団体数合計	672 (100.0)	672 (100.0)
	平均 値 A	0.25	0.26
全国平均値 B		0.51	0.51
B - A		0.26	0.25

(備考) 1 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。

2 過疎関係市町村は、令和 2 年 4 月 1 日現在。

3 過疎関係市町村には、一部過疎市町村は含まない。

4 ( ) は団体数合計に対する構成比である。

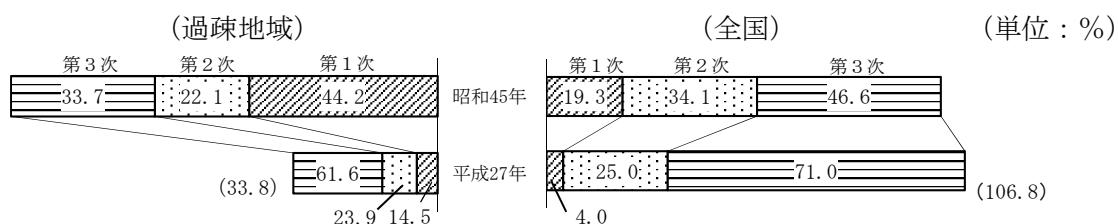
5 平均値は単純平均である。

## 5. 産業・雇用

### (第二次、第三次産業就業者が約8割)

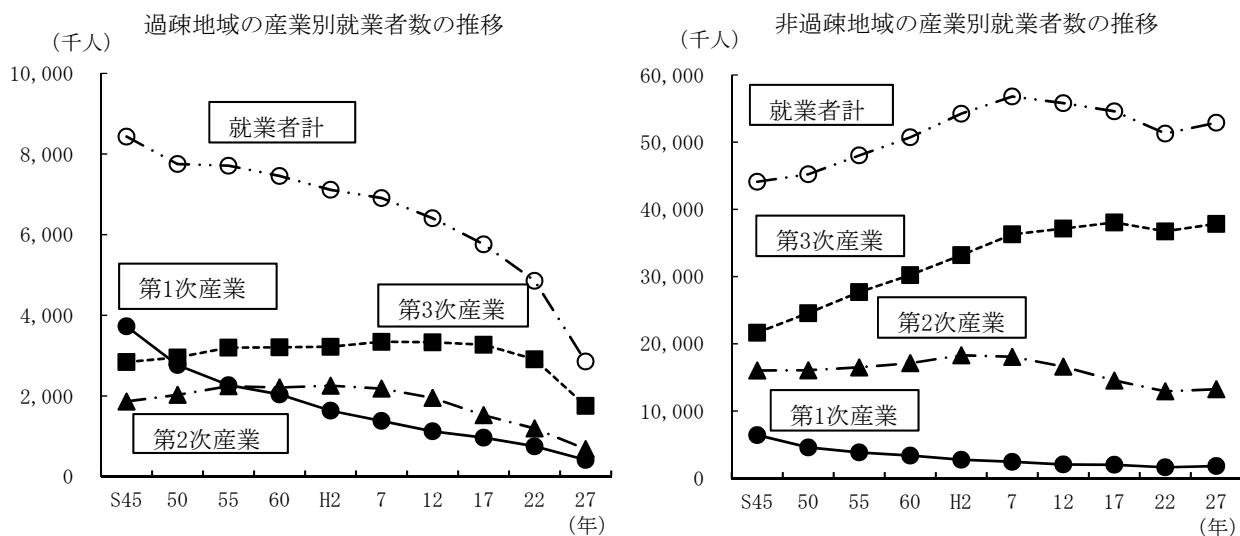
産業別就業人口割合をみると、かつて中核的な産業であった第一次産業就業者は昭和45年～平成27年の45年間に大きく減少し、現在では、第二次・第三次産業就業者が8割以上を占めている。

図表7 産業別就業人口及び構成割合の変動状況



- (備考) 1 国勢調査による。
- 2 ( ) は昭和45年の就業人口を100とした時の指標。
- 3 過疎地域は、令和2年4月1日現在。
- 4 平成27年の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。
- 5 総数には分類不能産業を含まない。

図表8 産業別就業者数の推移



- (備考) 1 国勢調査による。
- 2 過疎地域は、令和2年4月1日現在。
- 3 平成17年については、一部過疎地域のうちデータが取得できない190区域を過疎地域から除いている。
- 4 平成22年以降の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

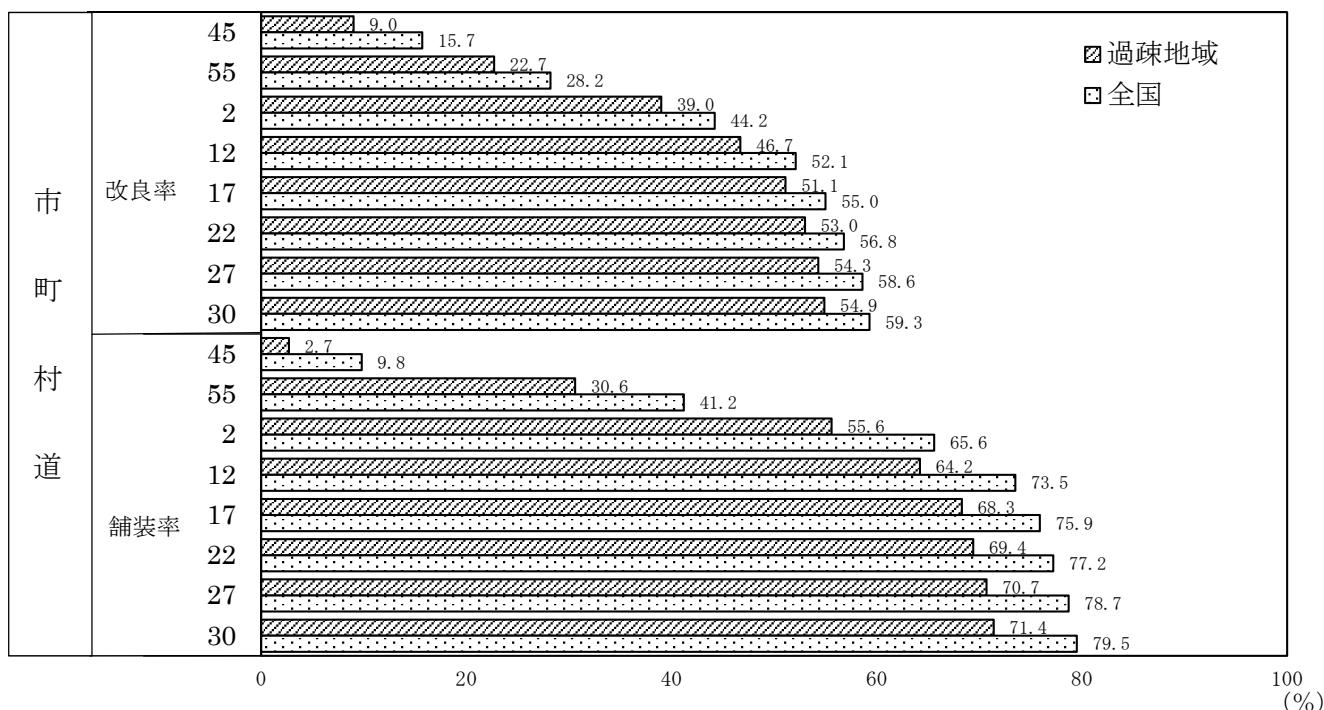
## 6. 交通・通信

### (依然格差はあるものの改善しつつある交通・通信整備)

市町村道の整備水準については、改善されてきているが、未だに全国との間には格差がある。

超高速ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率をみると、移動系では99.2%と全国との差はほぼない。一方、固定系のうちFTTH（光回線）については、92.7%と全国と比べ6.1ポイント低い状況となっている。

図表9 市町村道の整備状況



- (備考) 1 平成17年度までのデータは、総務省「公共施設状況調査」等による。平成22年度以降の「改良率」及び「舗装率」のデータは国土交通省の資料を基に総務省が作成したものである。  
 2 過疎地域は、令和2年4月1日現在である。平成17年度については、一部過疎地域のうちデータが取得できない286区域を過疎地域から除いている。また、平成22年度以降のデータは一部過疎地域を含まない。

図表10 超高速ブロードバンドの整備状況

区分	超高速ブロードバンドサービスエリア (移動系) の世帯カバー率	超高速ブロードバンドサービスエリア (固定系) の世帯カバー率	
過疎地域	99.2%	97.1%	(うちFTTH 92.7%)
全 国	99.9%	99.5%	(うちFTTH 98.8%)

- (備考) 1 平成31年3月末の整備状況について推計したもの（総務省調べ）。  
 2 過疎地域は、令和2年4月1日現在。  
 3 移動系超高速ブロードバンドサービス：LTE、BWA  
 固定系超高速ブロードバンドサービス：FTTH、CATV、FWA  
 ※BWA、CATV及びFWAについては、下り30Mbps以上に限る。  
 4 世帯カバー率は、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯で除したもの（小数点以下第2位を切捨て）。

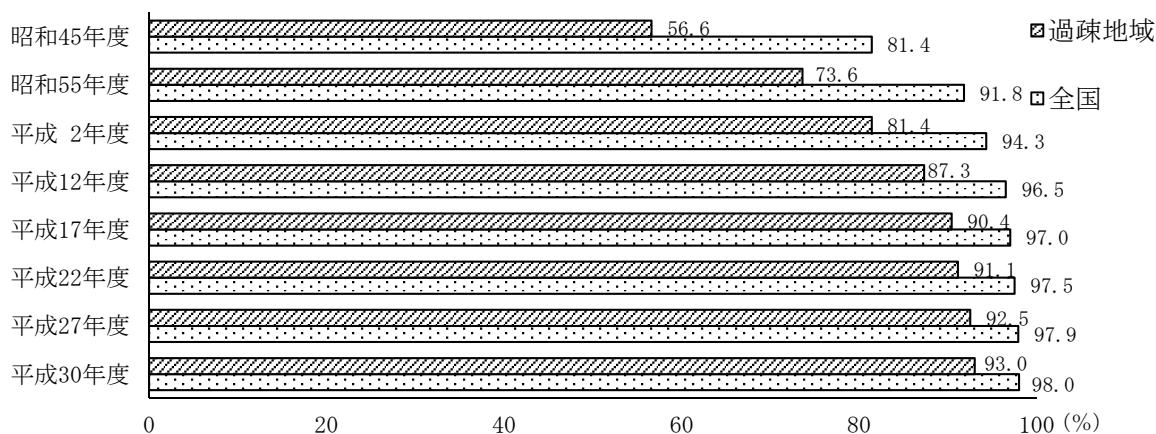
## 7. 生活環境

### (依然残る生活基盤の格差)

生活環境等の整備状況をみると、水道普及率については、全国との格差はかなり縮小してきているものの、未だ 5.0 ポイントの開きがある。

水洗化率については改善されてきているが、平成 30 年度において全国 95.2% に対して過疎地域 77.9% となっている。

図表 11 水道普及率の推移

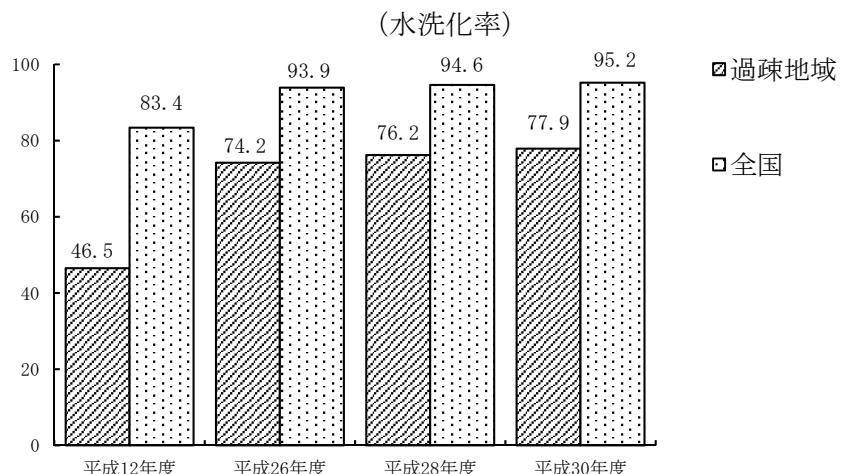


(備考) 1 平成 17 年度までは、総務省「公共施設状況調査」等による。

2 平成 17 年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない 275 区域を過疎地域から除いている。

3 平成 22 年度以降は、日本水道協会「水道統計」によるものであり、一部過疎地域を除いている。また、水道普及率には専用水道を含む。

図表 12 水洗化人口の状況



(備考) 1 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」による。

2 ( ) 内は水洗化人口の構成割合である。

3 過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

## 8. 高齢化・福祉・医療

### (着実に整備が進むが依然残る福祉・医療の格差)

過疎地域では、全国と比較すると小児科医や産婦人科医が少ない。

無医地区を有する市町村数について、昭和 53 年の 1,168 地区から令和元年には 543 地区へと減少しているが、非過疎市町村と比較して減少のペースは鈍く、無医地区の約 90% が過疎地域に存在している。

65 歳以上人口 1 万人当たりの高齢者福祉施設の定員数をみると、軽費老人ホームを除き、いずれの施設についても全国平均より多くなっている。

図表 13 主な専門科別医師

(単位：人)

	総 数	内 科	小児科医	外 科	産婦人科・産科	その他
過疎地域	15,064	7,057	651	1,529	430	5,397
人口 1 万人当たり	15.4	7.2	0.7	1.6	0.4	5.5
全 国	311,922	112,439	17,319	26,566	11,332	144,266
人口 1 万人当たり	24.5	8.8	1.4	2.1	0.9	11.3

(備考) 1 厚生労働省「令和元年医師・歯科医師・薬剤師調査」による。

2 過疎地域は、令和 2 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域は含まない。

図表 14 無医地区の状況

(単位：箇所、%)

区 分		昭和 53 年 10 月	昭和 59 年 10 月	平成 6 年 9 月	平成 11 年 6 月	平成 16 年 12 月	平成 21 年 10 月	平成 26 年 10 月	令和 元年 10 月	S53 ～R1 増減率
過疎	無医地区数	1,168	887	725	715	621	565	574	543	△ 53.5
	無医地区を有する市町村数	555	463	389	368	312	203	219	205	△ 63.1
非過疎	無医地区数	582	389	272	199	165	140	63	58	△ 90.0
	無医地区を有する市町村数	323	230	156	127	97	86	37	35	△ 89.2

(備考) 1 厚生労働省「無医地区等調査」による。

2 令和元年の過疎地域は、令和 2 年 4 月 1 日現在。

図表 15 65 歳以上人口 1 万人に対しての高齢者福祉施設の整備状況（定員）

(単位：人／65 歳以上 1 万人)

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		平成 30 年		12→30 増減率	
	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国								
特別養護老人ホーム	151	89	171	115	169	121	188	134	204	167	35.1	87.6
養護老人ホーム	40	20	41	20	38	17	39	19	39	19	-2.5	-5.0
軽費老人ホーム	16	18	22	25	24	21	26	27	27	28	68.8	55.6
介護老人保健施設	91	70	104	89	106	92	114	98	120	112	31.9	60.0

(備考) 1 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」及び「社会福祉施設等調査」による。

2 65 歳以上の人口は平成 27 年度国勢調査による。

3 過疎地域は、令和 2 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。

## 9. 教育・文化の振興

### (義務教育及び高校進学率の状況)

小中学校 1 学校当たりの児童数及び生徒数を全国比較すると、令和元年度において、過疎地域の小・中学校 1 校あたりの児童数は 117 人、生徒数は 119 人となっており、それぞれ全国と比較して、小規模学校が多い状況にある。

高等学校等への進学率については、昭和 60 年以降、全国とほぼ同様の水準となっている。

大学・短期大学への進学率については、令和元年度において 38.5% となっており、全国と比べ 16.2 ポイント下回っている。

図表 16 義務教育の状況

項目	単位	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度		令和元年度		
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	
小学校	学校数	校	4,475	22,606	4,602	21,713	3,550	19,794	3,418	19,432
	児童数	人	489,718	7,067,832	521,016	6,869,318	419,244	6,333,289	400,159	6,253,022
	1 学校当たり児童数	人	109	313	113	316	118	320	117	322
中学校	学校数	校	1,970	10,154	2,125	9,982	1,819	9,479	1,770	9,371
	生徒数	人	266,524	3,312,007	284,271	3,270,582	225,037	3,063,833	210,288	2,950,331
	1 学校当たり生徒数	人	135	326	134	328	124	323	119	315

(備考) 1 平成 17 年度は、総務省「公共施設状況調査」等、平成 22 年度以降は、文部科学省「学校基本調査」による。

2 平成 17 年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない 275 区域を過疎地域から除いている。

3 平成 22 年度以降の過疎地域は、令和 2 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。

図表 17 高等学校等への進学率

昭和 45 年度		昭和 50 年度		昭和 55 年度		昭和 60 年度		平成 2 年度		平成 7 年度		平成 14 年度		平成 17 年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
65.5	82.1	83.2	91.9	91.8	94.2	94.4	94.1	96.3	95.1	94.7	96.7	97.9	97.0	98.2	97.6

平成 22 年度		平成 27 年度		平成 30 年度		令和元年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
98.5	98.0	98.9	98.5	98.9	98.8	98.9	98.8

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」による。

2 過疎地域は総務省調べ。

図表 18 大学等への進学率

### 大学・短期大学進学率

平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度		令和元年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
32.3	47.3	37.8	54.3	37.5	54.5	38.5	54.7

(備考) 1 文部科学省「学校基本調査」による。

2 過疎地域は、令和 2 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。

## 10. 過疎対策の現況

過疎対策事業債は、都道府県及び過疎関係市町村計画に基づき、過疎地域の自立促進、振興・活性化等に資する事業として、ハード・ソフトの両面から幅広くかつ総合的に実施されている。

分野別にみると、緊急措置法及び振興法に基づく事業の約半分を占めていた「交通通信体系の整備等」の構成比が活性化法以降に減少しており、「生活環境の整備」、「医療の確保」の構成比が活性化法以降に増加するなど、過疎対策事業債の内容は、時代のニーズに応じて変化している。

図表 19 過疎対策事業における項目別事業費の実績額

(単位：億円、%)

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計
緊急措置法 (S45～54)	17,524 (22.2)	39,197 (49.6)	8,945 (11.3)	953 (1.2)	9,470 (12.0)	190 (0.2)	2,739 (3.5)	79,018 (100.0)		
振興法 (S55～H元)	48,257 (27.8)	85,942 (49.5)	17,983 (10.4)	2,457 (1.4)	17,085 (9.8)	412 (0.2)	1,534 (0.9)	173,670 (100.0)		
活性化法 (H2～11)	106,603 (29.3)	142,673 (39.3)	64,057 (17.6)	11,308 (3.1)	6,211 (1.7)	24,865 (6.8)	1,186 (0.3)	6,384 (1.8)	363,287 (100.0)	
自立促進法	69,629 (H12～21) (28.4)	91,919 (37.5)	49,657 (20.3)	9,521 (3.9)	5,330 (2.2)	13,298 (5.4)	2,142 (0.9)	1,003 (0.4)	2,629 (1.1)	245,128 (100.0)
	72,191 (H22～30) (30.3)	66,557 (27.9)	41,921 (17.6)	19,037 (8.0)	10,506 (4.4)	20,690 (8.7)	2,776 (1.2)	1,840 (0.8)	2,863 (1.2)	238,381 (100.0)
	9,752 (R1) (34.4)	7,135 (25.2)	4,692 (16.6)	2,335 (8.2)	1,077 (3.8)	2,255 (8.0)	298 (1.1)	306 (1.1)	459 (1.6)	28,308 (100.0)
自立促進法 計 (H12～R1)	151,572 (29.6)	165,611 (32.4)	96,270 (18.8)	30,893 (6.0)	16,913 (3.3)	36,243 (7.1)	5,216 (1.0)	3,149 (0.6)	5,951 (1.2)	511,818 (100.0)
合計 (S45～R1)	323,957 (28.7)	433,423 (38.4)	187,255 (16.6)	42,201 (3.7)	26,534 (2.4)	87,663 (7.8)	5,216 (0.5)	4,937 (0.4)	16,608 (1.5)	1,127,794 (100.0)

(備考) 1 総務省調べ。

2 ( ) は構成比である。

3 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。

4 緊急措置法、振興法において合算されている「生活環境の整備」及び「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の実績額は、合計欄では「生活環境の整備」として集計している。また、緊急措置法、振興法、活性化法において合算されている「教育の振興」及び「地域文化の振興等」の実績額は、合計欄では「教育の振興」として集計している。

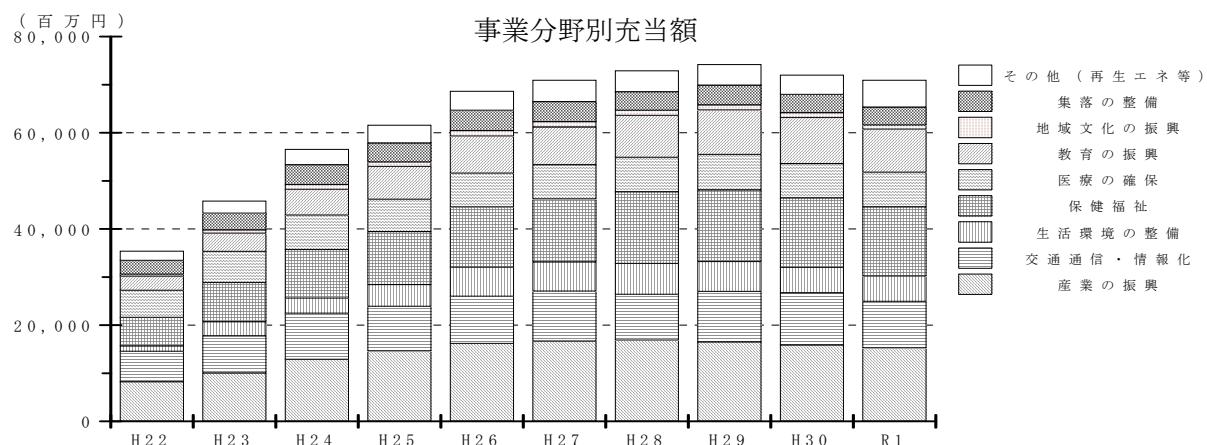
### <各分野に含まれる事業の例>

産業の振興	農林水産業振興、地場産業振興、観光又はレクリエーション 等
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	市町村道、農林道、電気通信施設、地域間交流 等
生活環境の整備	水道施設、下水処理施設、消防施設、公営住宅 等
高齢者等の保護及び福祉の向上及び増進	高齢者福祉施設、児童福祉施設、認定こども園、母子福祉施設 等
医療の確保	診療施設、無医地区対策、へき地医療確保 等
教育の振興	学校教育関連施設（校舎、屋内運動場、スクールバス、給食施設等）、幼稚園、集会施設、体育施設 等
地域文化の振興等	地域文化の振興等に係る施設、地域特有の伝統文化等の保存 等
集落の整備	公共施設、農地、定住促進団地等の整備 等
その他地域の自立促進に関し必要な事項	自然エネルギーを利用するための施設 等

図表 20 過疎対策事業債の状況

年 度 区 分	地方債計画額	充 当 額	うちソフト分発行(予定)額	限度額	活用率
(緊急措置法) 昭和 45 年度～54 年度	百万円 655,000	百万円 665,687	百万円 —	百万円 —	—
(振興法) 昭和 55 年度～平成元年度	1,632,000	1,642,999	—	—	—
(活性化法) 平成 2 年度～平成 11 年度	3,152,200	3,151,897	—	—	—
(自立促進法)					
平成 12 年度	370,000	342,649	—	—	—
平成 13 年度	354,000	353,800	—	—	—
平成 14 年度	329,000	328,970	—	—	—
平成 15 年度	313,000	313,000	—	—	—
平成 16 年度	294,500	294,404	—	—	—
平成 17 年度	290,000	262,694	—	—	—
平成 18 年度	285,200	227,815	—	—	—
平成 19 年度	280,400	204,472	—	—	—
平成 20 年度	272,000	211,813	—	—	—
平成 21 年度	275,700	220,320	—	—	—
小 計	3,063,800	2,759,937	—	—	—
(改正自立促進法)					
平成 22 年度	270,000	228,111	37,905	66,207	57.3%
平成 23 年度	290,000	258,859	45,782	70,207	65.2%
平成 24 年度	311,500	297,540	56,559	72,688	77.8%
平成 25 年度	313,900	287,987	61,587	74,542	82.6%
平成 26 年度	372,800	345,179	68,621	76,874	89.3%
平成 27 年度	424,000	383,242	70,923	76,900	92.2%
平成 28 年度	440,900	400,266	72,888	76,358	95.5%
平成 29 年度	456,100	411,457	74,181	76,429	97.1%
平成 30 年度	462,600	426,365	71,995	74,448	96.7%
令 和 元 年 度	471,400	450,614	70,925	73,066	97.1%

図表 21 過疎地域自立促進特別事業(ソフト分)の内訳



## 事業分野別充当額構成比率

(単位：%)

年度 分野	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
産業の振興	21.9	22.8	23.7	23.6	23.5	23.2	22.3	22.1	21.5
交通通信・情報化	16.9	16.9	15.1	14.3	14.6	13.1	14.1	15.1	13.7
生活環境の整備	6.4	5.6	7.3	8.8	8.6	8.8	8.4	7.3	7.4
保健福祉	17.8	17.9	17.9	18.3	18.4	20.4	20.1	20.1	20.3
医療の確保	14.1	12.6	10.9	10.2	10.0	9.8	9.9	9.9	10.1
教育の振興	8.3	9.5	11.1	11.3	11.1	12.0	12.5	13.3	12.7
地域文化の振興	1.5	1.7	1.5	1.7	1.5	1.5	1.4	1.4	1.2
集落の整備	7.6	7.3	6.4	6.1	5.9	5.3	5.5	5.3	5.3
その他（再生エネ等）	5.5	5.7	6.0	5.8	6.3	6.0	5.8	5.6	7.9
小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0